

議案第5号説明資料

令和6年2月13日

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～2
施行日	2
新旧対照表	3～6

子育て支援課

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正概要

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設（認可保育所、認定こども園及び幼稚園）及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。

具体的な内容については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「国基準」という。）を踏まえ、規定しています。

この度、以下の内容について国基準が改正されたことに伴い、規定を改正します。

- 内容
- （1）インターネットを利用して施設の重要事項を公衆の閲覧に供することの義務化
 - （2）特別利用保育・特別利用教育に係る読替規定の整理
 - （3）電磁的記録による交付に係る文言の適正化

2 改正内容

（1）インターネットを利用して施設の重要事項を公衆の閲覧に供することの義務化

【改正案 第 23 条】

利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項（運営規定の概要等）を書面で掲示することに加え、インターネット上においても閲覧できるようにすることを義務付けるものです。

（2）特別利用保育・特別利用教育に係る読替規定の整理

【改正案 第 35 条第 3 項、第 36 条第 3 項】

教育認定を受けた満 3 歳以上の子どもが保育所を利用する「特別利用保育」と、保育認定を受けた満 3 歳以上の子どもが幼稚園を利用する「特別利用教育」に係る読替規定を整理します。

(3) 電磁的記録による交付に係る文言の適正化

【改正案 第53条第2項第2号】

磁気ディスク、シー・ディー・ロム等の使用による記録の交付を定めた規定について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言を適正化します。

3 施行日

令和6年4月1日から施行します。

※ 2 (2)・(3) → 公布の日から施行

改正案	現行
<p>もに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p>	<p>もに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p>
<p>(特別利用教育の基準)</p>	<p>(特別利用教育の基準)</p>
<p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）は、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供するときは、法第34条第1項第2号の基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）は、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供するときは、法第34条第1項第2号の基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号</u>」とする。</p>	<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p>

改正案	現行
53条の改正規定は、公布の日から施行する。	